

江別市いじめ防止対策審議会の概要

1 設置理由

いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うほか、法に定める重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会を設置する。

2 審議会の概要

(1) 組織

江別市教育委員会の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会を設置する。

(2) 所掌事務

ア 法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項を審議すること。

イ 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

(3) 委員の人数等

ア 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

イ 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

ウ 委員の任期は、2年とする。

3 設置期日

平成30年12月1日

いじめ防止対策の組織体制

平常時

【既設】江別市青少年健全育成協議会

- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、関係機関により構成される組織
(いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第14条第1項)

○所掌事務

- (1) 青少年の健全な育成に関し必要な事項を調査審議
- (2) いじめの防止等に関し関係機関及び団体との連携

【新設】江別市いじめ防止対策審議会

教育委員会附属機関

- ・教育委員会といじめ問題対策連絡協議会(江別市青少年健全育成協議会)との円滑な連携の下、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う組織(法第14条第3項)

○所掌事務

- (1) 地域におけるいじめの防止等のための対策に関する事項の審議

重大事態

- ・重大事態に対処するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条第1項)

発生時

- (2) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査



調査結果に対し、市長が再調査が必要と判断した場合

【新設】江別市いじめ問題再調査委員会

市長附属機関(再調査組織)

- ・報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処等の必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる
(法第30条第2項)

○所掌事務

- (1) 法第28条第1項の規定する調査の結果について、市長が必要があると認めるときに再調査を行う。

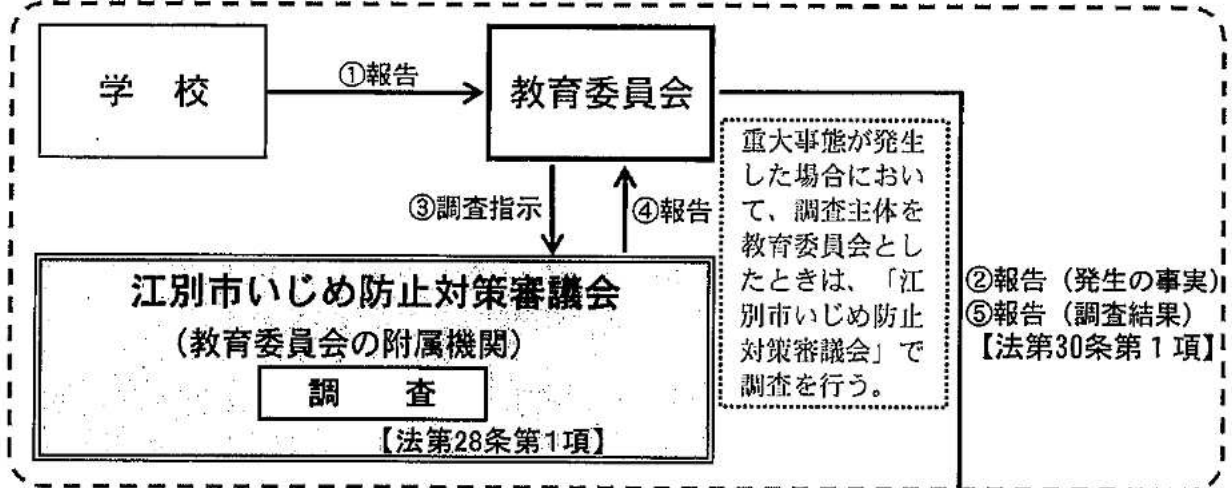
いじめの「重大事態」発生時の対応

いじめの「重大事態」発生

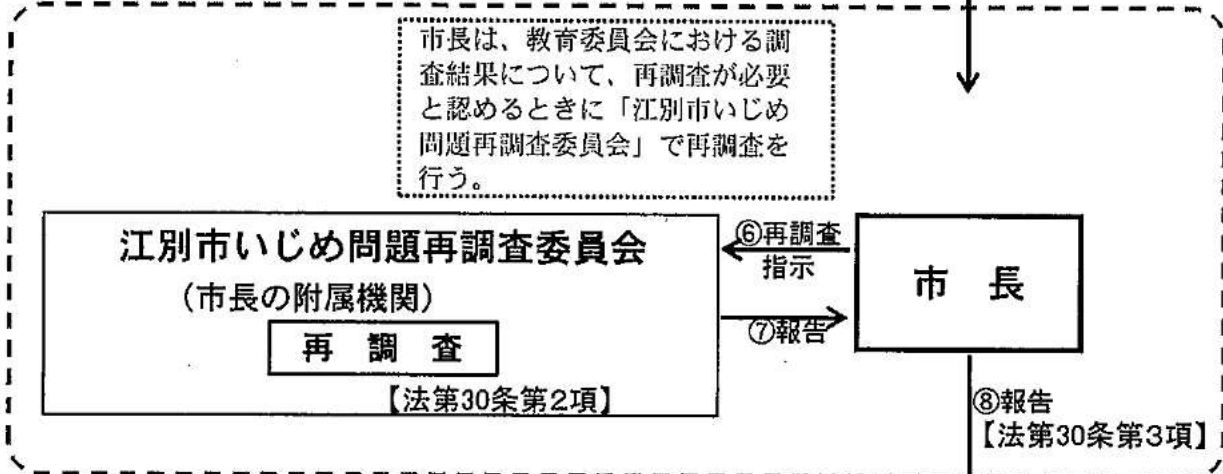
- ・いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条第1項】

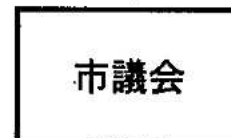
<教育委員会>



<市長>



<市議会>



江別市いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、江別市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第14条第3項に規定する地域におけるいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査審議する事項について特別の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、第2条に規定する所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定による求めに応じて会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

江別市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、江別市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る調査結果について、法第30条第2項の規定による調査（以下「再調査」という。）を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、再調査の対象となる重大事態の内容、性質等に応じ、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 重大事態の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から再調査が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、再調査のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定による求めに応じて会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

江別市いじめ防止対策審議会委員名簿

任期 自：平成30年12月 1日
至：平成32年11月30日

氏 名	職 名
会長 やまや 敬三郎 山谷 敬三郎	北翔大学学長
副会長 ふなやま 暁子 船山 暁子	弁護士
いわさき 眞嗣 岩瀬 眞嗣	臨床心理士
なつもと 英世 籠本 英世	札幌人権擁護委員
みやま 環 宮本 環	おおあさ高町クリニック院長